

# 2025年4月<sup>(※1)</sup>から 「公益法人制度」が変わります

(※1)現時点における予定

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

## 改正のポイント

### ☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

- ・収支相償原則・遊休財産規制が変わります

### ☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

- ・収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

### ☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

- ・外部理事・監事の導入、**（更なる信頼確保）**
- ・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事

※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準など公益法人制度全体を見直していきます。また、2026年4月<sup>(※2)</sup>から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものになります。(※2)現時点における予定

#### 【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】

電話番号：03-5403-9669

受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況は  
こちらをご覧ください ⇒

